

国保税条例の改正

専決処分

地方税法の改正で、長期譲渡所得の特別控除100万円が廃止されることに伴い西原町国保税条例の附則第3項、長期譲渡所得に係る国保税の課税の特例の条文整備と4項の短期譲渡所得に係る国保税の課税の特例の読み替え規定の整備

H16年度 土地開発公社の事業計画

報告

マリンタウン関連の事業計画

マリンタウン、水辺広場用地(28,680m²)の取得事業として **8億3,587万9千円**

マリンタウン、商業用地(20,280m²)の取得と造成事業に **6億9,500万2千円**

マリンタウン、工業用地の造成事業に **1,047万4千円**

マリンタウン、住宅用地の造成事業に **7,171万円**

図書館新築工事 設計変更に伴う追加

専決処分の報告

建築

金額 **391万9千円** を追加変更 総額 **6億200万円** に
契約者 **三善建設(株) (有)明生建設 (有)西原建創** (特定建設工事共同企業体)

主に排水計画におけるルーフトレンの設置や壁面天井を目的としたピッチャーレールの設置、防火規格変更に伴う防火灯の設置、木製ベンチや造り付け家具の設置等による増額変更

電気

金額 **388万2千円** を追加変更 総額 **9,628万2千円** に
契約者 **南西電設(株) (有)塩川電気** (特定建設工事共同企業体)

主に聴覚障害者への点滅ライトによる安全誘導装置の設置や電話機の設置等による増額変更

工事請負契約

マリンタウン内の下水道工事 (国庫補助事業)

東崎地内の人口ビーチと商業用地間の臨港道路西原与那原1号線

金額 **7,560万円**

契約者 **金秀建設(株) (那覇市)**

方法 **町内9社 町外3社による指名競争入札**

西 条例の制定と改正

町税条例の改正

(個人の町民税の非課税の範囲)

- ・「老年者」(これまでも65歳以上で運用していた) → 「65歳以上の者」と明確に!
- ・均等割の課税最低限度額の変更で扶養親族を有する場合、加算額19万2千円を17万6千円に引き下げる → 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対して均等割を課さない。

※所得が28万円以上の場合はH.17年は1,500円、H.18年から3,000円が課税されることになる

(均等割の税率)

- ・町民税の個人の均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、2,000円を3,000円に統一

(所得控除)

- ・高齢者控除額(現行48万円)を廃止

(固定資産税の納税義務者)

- ・(追加)家屋所有者以外が家屋本体に事業を行うための設備を施行した場合、その付帯設備の所有者に固定資産税を課する。

附則の改正

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

- ・所得割額の課税最低限度額の変更で、扶養親族を有する場合の加算額を36万円から35万円に引き下げ
- ・H.17年度以降の所得割から居住用財産の買い換えの場合の譲渡損失が控除できる。
- ・居住用財産等の買い換えの場合、譲渡所得は、その買い換え所得のための住宅借入金等を有し、連続して申告した場合に限り、その所得金額等から控除する。所得が3千万円以上の場合には適用しない。
- ・(新規)H.17年度分の個人の町民税から適用される所得割から居住用財産の譲渡所得損失が控除できる。
- ・長期譲渡所得の町民税の所得割の税率は現行4/100を3.4/100とする。
- ・優良住宅地の造成等のために譲渡した長期譲渡所得はH.21年度まで課税の特例を行う。
- ・短期譲渡所得の町民税の所得割(現行4%)を6%に改正。
- ・国等に対する短期譲渡所得の町民税の所得割(現行4%)を3.4%に改正。

新規

附属機関の設置に関する条例

すでに設置している附属機関(審議会・委員会・協議会等)の一部に地方自治法に基づく条例の定めるところにより設置すべきであったものを規定で設置しているものがあつたため、その設置に関し、一括して制定するもの。